

第6章 国際法から見たロシアによるウクライナ侵攻

——市民向けの国際法入門

佐藤 哲夫

1 ロシアによるウクライナ侵攻と国際法

本稿の目的

二〇二二年二月二四日に開始されたロシアによるウクライナ侵攻は、現在（二〇二三年五月八日）に至るまで継続しており、膨大な規模の被害が発生してきています。そのような展開において国際法のさまざまな用語や概念が飛び交っており、事態の正確な理解は必ずしも容易ではありません。

このような状況に鑑みて、本稿は、ウクライナ侵攻に関わる主要な国際法上の論点・争点の解説を体系的かつ簡潔に、そしてわかりやすく行うことを目的とします。また、その際には、国際法を未修の一般市民の方への国際法入門を意図して、必要に応じて国際法の基本的事項の説明も加えています。

私たちに期待される見方

国際法や国際組織などの仕組みは、平和と秩序のために、世界の国々・人びとが作り上げてきたものです。しかし、主権国家が併存する国際社会の分権的な構造がもたらす制約の下でさまざまな欠陥や限界を抱えています。こうして、ウクライナ侵攻に対して適切な対応が取れていないとすれば、それは国際法や国際組織の失敗というよりも、私たちの失敗として理解すべきでしょう。国際法や国際組織の正確な実像を理解し、改善の視点を持つことが大切な理由です。

本稿について

本稿は、二〇二二年三月二九日に広島市立大学広島平和研究所がオンラインで開催した

HPI研究フォーラムにおいてパワーポイントを使用して行った口頭説明を文章化したものです。口頭説明においては、合計三〇分ほどの時間で、国際法の未修者向けの基本的説明に加えて数多くの論点・争点などを扱う必要があった関係で、かなり大胆に単純化して説明しました。単純化は必然的に不正確さや誤解の余地を伴うものであり、文章化に際しては、それらを排除するための説明をどの程度どのように補うかが問題となります。

今回は、国際法を未修の一般市民の方への国際法入門を意図しており、短時間で全体の概略を把握できることが大切であり、事後にわかりやすかったとの感想が多かったことを考慮して、口頭説明の文章を基本的に維持することにしました。他方で、不正確さや誤解の余地を排除することが不可欠でありながらも、口頭説明の文章化のみで許された紙幅がほぼ尽きてしまい、補足説明を加えることができませんでした。そのような次第であり、本稿は、あくまで概略の提示であって、正確な理解への誘いとどまることにご留意ください。なお、本稿中の傍点は、引用内のものを含め、すべて佐藤によるものです。

2 ウクライナ侵攻にかかわる二つのレベルと諸問題

ウクライナ侵攻とロシアの主張

最初に、ウクライナ侵攻の基本的事実を確認します。一般的な報道事実によれば、ロシアがウクライナ国境に大規模な軍隊を集結させ、軍事侵攻を開始して、現在に至っています。

ロシアの主張ですが、ロシア政府により国連に提出された文書(S/2022/154)に添付された、二〇二二年二月二五日のプーチン大統領の演説を読むと、二つの理由が示されています。第一は、自衛権の行使であり、北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大はロシアにとって脅威であり、受け容れられないとの主旨です。「(NATOの)さらなる拡大とウクライナ領土の軍事化は我々には受け容れがたい。」

第二は、ウクライナ東部のドンバス地域の人びとの保護であり、キーウ(キエフ)政権による集団殺害(ジェノサイド)から救うとの主旨です。「この目的は、キーウ政権による八年間におよぶ虐待とジェノサイドを受けてきた人びとを保護することである。」

しかし、この第二の点については、そのような報道はまったくなされておらず、単なる口実と言わざるを得ません。

● ウクライナ侵攻をめぐる国際社会における法的関係

【二国間関係】



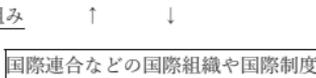
【国際社会の対応 (1)】

第三国の対応



【国際社会の対応 (2)】

組織化された仕組み



ウクライナ侵攻をめぐる国際社会における法的関係
 ウクライナ侵攻をめぐる国際法上の関係を理解するためには、次のような三つのレベル・場面を区別して見る必要があります。

第一は、ロシアとウクライナとの二国間関係です。第二は、米欧諸国や日本、中国などを

含む第三国の対応です。そして第三は、国際連合などの国際組織や国際制度という、国際社会における組織化された仕組みです。こうして、現代国際社会においては、ロシアとウクライナとの二国間での関係の展開に加えて、国際社会の対応の第一としては、主要な関係国である第三国の対応を、また第二としては、高度に組織化された国際的仕組みの展開を考慮する必要があります。

以下では、最初に、これらの三つのレベルごとに、どのような国際法上の問題が生じるかをリストアップして、全体像を示します。そして、その後に、それぞれの問題を簡潔に見ていきます。

● 【二国間関係】

ロシア ⇒ ウクライナ

ロシアによる軍事侵攻

- 武力攻撃（武力行使禁止原則）
- ・（個別的）自衛権
- ・侵略
- ・戦争犯罪

（2014年）ロシアによるクリミア併合

- 武力による領土併合：国際法上、無効

（2022年）ウクライナ東部のロシアによる独立承認

- 他国の一部領土の国家承認：国際法上、違法

【二国間関係】

まず二国間関係です。

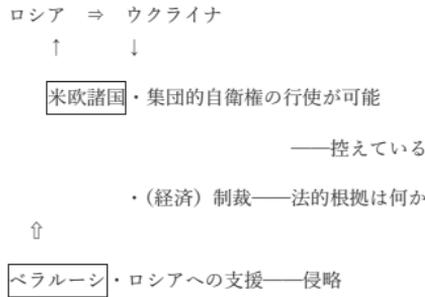
ロシアによる軍事侵攻は武力攻撃と言えますが、武力行使禁止原則に違反します。ロシアは自衛権の行使と言いますが、そんなことが言えるのでしょうか。さらに、侵略とも言われますが、侵略とは何か、が問題となります。また、ロシアの攻撃が無差別攻撃になるとともに、戦争犯罪とも指摘されるようになってきています。

さらに、二〇一四年には、ロシアによるクリミア併合がありました。これは、実質的に武力による領土併合であり、国際法上、無効と考えられます。

また、今回の軍事侵攻の直前には、ウクライナ東部のロシアによる独立承認がなされましたが、他国の一部領土の国家承認は、国際法上、違法と考えられます。

【国際社会の対応（1）——第三国の対応】

● 【国際社会の対応（1）：第三国の対応】



次に日本を含む、米欧諸国などの第三国のレベルです。まず、武力攻撃の被害国であるウクライナからの要請を受けて、米欧諸国などの第三国は、集团的自衛権の行使が可能となります。もつとも、ロシアとの全面戦争を懸念して、控えています。他方で、経済制裁が広範に科されています。しかし、その法的根拠は意外にも明確ではありません。また反対に、ベラルーシはロシアを支援しています。その支援内容次第では、ロシアが侵略行為を行っているのであれば、ベラルーシも同様と言えるのでしょうか。

【国際社会の対応（2）——組織化された仕組み】

最後に、国連などの組織化された仕組みです。

国際社会の平和と安全について主要な責任を担うのは、安全保障理事会ですが、常任理事国のロシアの拒否権のために機能不全と指摘されています。そもそも拒否権は何のため

難民・高等弁務官事務所が、それぞれ、市民の死者数や避難民数の公表をしています。さまざまな情報が飛び交う中では、国連の信頼できる情報は、あらゆる対応の基礎となります。

● 【国際社会の対応（2）：組織化された仕組み】

安全保障理事会（主要な責任）

- ・ロシアの拒否権のために機能不全——拒否権の意義
- ・総会の緊急特別会期開催を要請（2022年2月27日決議）

総会（副次的責任）

- ・「平和のための結集決議」に基づく緊急特別会期
- ・2022年3月1日決議採択——内容と意義

人権理事会

- ・決議採択（A/HRC/RES/49/1、2022年3月4日）
ロシアのウクライナ侵略による人権・人道法の違反を非難
国際独立調査委員会を設置し、人権侵害の調査・証拠収集

国連人権高等弁務官事務所

ウクライナにおける市民の死者数

国連難民高等弁務官事務所

人道支援や避難民数の公表

にあるのでしょうか。

副次的責任を担うのは、総会であり、「平和のための結集決議」に基づく緊急特別会期において決議が採択されました。その内容と意義は何でしょうか。

人権理事会が、決議（A/HRC/RES/49/1、二〇二三年三月四日）を採択して、ロシアのウクライナ侵略による人権・人道法の違反を非難するとともに、国際独立調査委員会を設置し、同委員会は人権侵害の調査・証拠収集に向けた活動を開始しています。

また、国連人権高等弁務官事務所や国連

国際司法裁判所

- ・2月26日：ウクライナによる提訴——仮保全措置指示申請
- ・3月16日：仮保全措置指示の命令 ⇒ ロシアによる拒否

国際刑事裁判所

- ・2月28日：検察官による捜査開始への手続開始
- ・3月2日：締約国からの付託

国際法の基本——国際法の未修者向け

個別の問題を見る前提として、国際法の未修者向けに、若干の基本的説明をします。

国際法は、主に国家間関係を対象として、国際社会を規律する法秩序であり、さまざま

3 国際法にかかわる諸問題の個別解説

国際裁判所による対応が同時並行的に進んでいるのも、現代国際社会の特徴の一つです。国際司法裁判所には、ウクライナによる提訴がなされ、仮保全措置の指示として、ロシアの軍事活動の即時停止の命令が出されました。しかしながら、ロシアはこれを拒否しています。国際刑事裁判所では、早くも二月のうちに、検察官による捜査開始への手続が開始されましたが、日本を含む多数の締約国から、ウクライナにおける事態が付託され、捜査が進んでいます。以上のように、ウクライナ侵攻をめぐる国際法上の関係では、三つのレベルごとに、数多くの問題が生じています。それでは、次に、それぞれの問題を簡潔に見ていきます。

● 国際法の基本

- ・国際法は、主に国家間関係を対象として、国際社会を規律する法秩序であり、様々な規則や原則などを含む
 - ・これらの規則や原則は、どのような形態で成立・存在するのか
 - 条約
 - 慣習国際法
 - ・具体的な規則や原則の内容は、条約規定と慣習国際法が絡み合う形で存在することも多い
- 例：自衛権——憲章第 51 条 + 慣習国際法

な規則や原則などを含みます。

これらの規則や原則は、どのような形態で成立・存在するのかと言えば、条約と慣習国際法という二つのカテゴリーからです。もっとも、具体的な規則や原則の内容は、条約規定と慣習国際法が絡み合う形で存在することも多いことに留意する必要があります。例えば、自衛権で言えば、国際連合憲章（以下、国連憲章または憲章）第五条と慣習国際法の組み合わせからなります。

条約——成文法

条約の特徴は、成文法、つまり文章で示されていることです。二国間条約や多数国間条約（例えば、国際連合を設立する国連憲章であり、憲章第二章四項が含まれます。）などさまざまですが、条約は、当事国のみを拘束するのが原則であり、参加しない自由や条約から脱退する自由があります。

慣習国際法——不文法

他方で、慣習国際法の特徴は、不文法、つまり文章で示されていないことです。慣習法は、国々の実行が定着することと、当該実行に従うことが法規則であるという意識が定着することという二つの要素（客観的要素と主観的要素）から構成されます。慣習国際法はすべての国を拘束する一般法ですが、これは条約が当事国のみを拘束する特別法であることと対比されます。

問題は、慣習国際法規則の内容を、どのように確認するかです。国際司法裁判所は、しばしば、多数国間条約の中の規則が慣習法化している（例えば、憲章第二条四項）とか、拘束力のない総会決議の中の規則が慣習法化している（例えば、「侵略の定義」（後出）の第三条（g））と理由づけ、それらの明文規定を適用しています。

現代国際法秩序における「武力の行使」の位置づけ

それでは、これから個別の問題を見ていきますが、最初に、現代国際法秩序における「武力の行使」の位置づけを確認します。「武力の行使」は、憲章第二条四項により、原則として禁止されています。認められている例外は、二つあります。第一は、憲章第七章に基づ

すべの加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

- ・原則禁止：憲章第2条4項（武力行使禁止原則）
- ・例外①：憲章第7章に基づく軍事的強制措置（集団安全保障制度）
——違法な武力行使などに対する公的な対応
- ・例外②：（個別的・集団的）自衛権の行使
——①の措置が機能するまでの私的な対応
-
- ・その他の例外の主張
 在外自国民の保護
 人道的干渉（保護する責任）

く軍事的強制措置です。これは集団安全保障制度に基づくもので、違法な武力行使などに対する公的な対応と言えます。第二は、（個別的・集団的）自衛権の行使で、第一の措置が機能するまでの私的な対応です。

その他の例外としては、在外自国民の保護と人道的干渉が主張されていますが、必ずしも確立しているわけではありません。

武力行使禁止原則

武力行使禁止原則を規定する憲章第二条四項は、次のように端的に武力による威嚇または武力の行使を禁止しています。

憲章第五一条——個別のおよび集団的自衛権

他方で、自衛権を規定する憲章第五一条は、次のように、武力攻撃（an armed attack）が発生した場合に自衛権を行使できる旨を規定しています。（「武力攻撃が発生した場合」に着目してください。）

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

自衛権の発動要件

自衛権において問題となるのは、いつの段階で発動できるのか、です。三つの考え方が

● 自衛権の発動要件

○：「武力攻撃が発生した場合」に限定される

△：「先制的自衛」（本質的国益への急迫した侵害への反撃）

×：「予防的自衛」（2002年、ブッシュ・ドクトリン）

* プーチン大統領の説明は、「予防的自衛」に相当する

NATOの東方拡大はロシアにとって脅威

あります。第一は、文字通り、「武力攻撃が発生した場合」に限定するもので、通説です。第二は、第一の立場の限定を緩めて、急迫した侵害への反撃という形での先制的な攻撃を認めるもので、少数説です。

第三は、二〇〇二年に当時のブッシュ大統領により主張されたブッシュ・ドクトリンと呼ばれる考え方ですが、侵害が急迫する前に、予防的な攻撃を認めるもので、国際法的には認められない、アメリカの政治的な主張にとどまるものと言えます。プーチン大統領の説明は、NATOの東方拡大はロシアにとって脅威であるとするもので、第三の「予防的自衛」に相当し、自衛権の行使としては、認められません。

自衛権の慣習法上の要件

さらに、自衛権の行使には、慣習法上の要件が課されています。必要性（武力攻撃への対応として他の選択肢がないこと）や均衡性（武力攻撃に対して均衡のとれたものであること）です。ウクライナ全土への攻撃と政権転覆は、均衡性を遙かに逸脱するものであり、認められません。

侵略の禁止

ロシアの軍事侵攻は侵略であると言われますが、国連総会により一九七四年にコンセンサスで採択された決議に添付された「侵略の定義」(A/RES/30/3314 Annex)の第一条によれば、「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に定めるものをいう」とされ、第三条は「次に掲げるいずれの行為も、……侵略行為とされる」として、「(a) 一国の兵力による他国の領域への侵入若しくは攻撃、……軍事占領、……併合」を挙げています。

確かに、この「侵略の定義」は安保理による判定の指針として採択されたものであり、第二条では、安保理に広範な裁量を認めています。しかし、自衛権行使という例外に該当しない限り、今回のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は侵略の中核的事例と考えられます。

ベラルーシによるロシアの支援

この「侵略の定義」の第三条には、ベラルーシによるロシアの支援内容を想定したよう

な規定もあります。すなわち、「(f) 他国の使用に供した領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国の行為」であり、まさに、ベラルーシによるロシアの支援は侵略行為と考えられます。

この点を、より広く、責任の発生に関する仕組みから見れば、これも国連総会により二〇〇一年にコンセンサスで採択された決議に添付された「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」(A/RES/56/83 Annex)の第一六条では、「他国による国際違法行為の遂行を支援又は援助する国は、……支援又は援助について国際責任を負う」とされています。

集団的自衛権

欧米諸国などの第三国による支援・対応の基礎にあるのは、**集団的自衛権**です。集団的自衛権の現代的理解は、国際司法裁判所により、他国を援助する権利として示されました(一九八六年ニカラグア事件)。日本は二〇一五年の平和安全法制で、憲法上の立場としては、存立危機事態に対応するものとして、密接な関係にある他国を援助する権利として、より制限的な立場を取っていますが、国際法上は、被害国による援助の要請という乱用防止のための要件の下で、他国を援助する権利として理解されます。

こうして、欧米諸国はウクライナを軍事援助することができます。もともと、核兵器を有するロシアとの全面的戦争の危険から、ウクライナへの軍隊の派遣や飛行禁止区域の設定などを控えています。集団的自衛権は権利ですが、NATOを設立する北大西洋条約の第五条は、NATO締約国間において、共同防衛のために、集団的自衛権の行使を相互に義務化しようとするものです。この権利と義務という相違は、ウクライナにおいて、決定的な違いとなっています。

制裁（経済制裁）の法的根拠は何か

現在、欧米諸国などの第三国による対応の柱の一つは、ロシアに対する経済制裁ですが、制裁の法的根拠を考える際には、国家による単独・独自の制裁と国連による集団的制裁とを区別する必要があります。

国連による集団的制裁は、憲章に基づく「非軍事的強制措置」として、その合法性に問題はありません。しかし、国家による単独・独自の制裁の場合は、被害国による加害国に対する「対抗措置」として基礎づけられる必要があります。

「対抗措置」とは何か

「対抗措置」とは、相手国の自国への違法行為をやめさせるために、相手国に対する違法行為をとることであり、要するに、違法行為に対して違法行為で対抗するということです。先に引いた、「国際違法行為に対する国の責任に関する条文」の第二二条において、「他国に対する国際義務に合致しない国の行為の違法性は、その行為が……当該他国に対してとられる対抗措置を構成する場合には、……阻却される。」と規定しています。しかし、それは、第四九条が「被害国は、……対抗措置をとることができる」と規定しているように、被害国による対抗措置の場合です。

第三国による単独・独自の対抗措置

こうして、欧米諸国などの第三国による制裁の根拠は見当たりません。第三国による制裁は、一般に、安保理が対応できていない場合に問題となりますが、乱用の危険に鑑みて、賛否両論あります。しかし、この数十年の国家実行では、被害国のみ利益とは区別される国際社会の一般的利益の重大な侵害の場合には、第三国による制裁が認められるという動き（例えば、一九八二年フォークランド紛争（対アルゼンチン）、一九八三年大韓航空機撃墜事件（対

ソ連)、一九九八―二〇〇〇年コソボ紛争(対ユーゴスラビア連邦共和国)、二〇一一年―現在シリア紛争(対シリア)が定着してきています。これらの場合では、侵略、集団殺害(ジェノサイド)、民間航空機への攻撃などが問題となっており、国際法上の専門用語では、対世的義務や強行規範などとして説明されます。

安全保障理事会(主要な責任)

国際社会の平和と安全について主要な責任を担う安全保障理事会の機能は、第一に、フォーラムとしての機能(意見の交換、国際社会の趨勢の提示)、第二に、決議採択による行動実施の機能からなりますが、ロシアの拒否権のために機能不全となり、総会の緊急特別会期開催を要請(S/RES/2623(2022)、二〇二二年一月二七日)しました。

拒否権とは——憲章第二七条三項

拒否権とは、安保理の表決手続を規定する憲章第二七条によれば、二項が「手続事項に関する安全保障理事会の決定は、九理事国の賛成投票によって行われる」とするのと対比して、三項は「その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同

意投票を含む九理事国の賛成投票によって行われる」と規定しており、常任理事国が単独で決議採択を阻止できることを意味します。もつとも、棄権は拒否権の行使ではないとする慣行が成立していることには留意する必要があります。

拒否権の正当化根拠

安保理を機能不全としたと指摘されていますが、そもそも拒否権は何のためにあるのでしょうか。一九四五年のサンフランシスコ会議での国連設立時において、米英ソ中の四カ国は、拒否権を認める大国一致原則が「唯一の実行可能な方法」（四招請国声明）と主張しましたが、ここには次の二つの理由付けがあると云えます。

第一は、第七章下での軍事的強制措置の負担と責任を担うことです。すなわち、侵略国を撃退する国連軍を派遣する場合には、必要となる軍隊を提供するのは大国であり、その負担と責任に応じた特権ということです。

第二は、第三次世界大戦を回避することです。ロシアによるウクライナ侵攻に対して、仮に安保理決議が採択されて、欧米主体の多国籍軍がウクライナに派遣されたとすれば、ロシア軍との全面的戦争の危険が生じます。実際、過去においても、朝鮮戦争の際、ソ連

の欠席のために、朝鮮国連軍が設置・派遣されましたが、中国の人民軍の参戦にともない、マッカーサー司令官は、核兵器使用をトルーマン大統領に進言し、解任されたという記憶すべき事例があります。

要するに、核兵器を持つ大国を相手にするときには、軍事的強制措置を發動する選択肢は事実上存在しないという意味では、拒否権の有無は問題の根本原因ではない、すなわち、拒否権に批判を集中させることは、核兵器を持つ大国間の全面的戦争の危険にどのように対処するかという根本問題の認識を回避することにつながりかねないということになります。

拒否権の乱用回避・改善の余地はある

もつとも、それは、拒否権のあり方に問題はない、ということではありません。最初に、国連憲章の改正には、五常任理事国の賛成が必要（憲章第一〇八条）であるために、改正は極めて困難であるということを確認した上でですが、近年では、集団殺害（ジェノサイド）や人道に対する犯罪などに安保理が対応する際に、自発的な拒否権抑制を求める動きが活発化しています。実際に、総会は拒否権を行使した常任理事国に対して総会での説明を求

める趣旨の決議を採択しました（A/RES/76/262、二〇二二年四月二六日）。

また、憲章第六章（紛争の平和的解決）の下での拒否権の適用を排除すれば、事実調査や調停などが可能になり、軍事的強制措置にエスカレートする前での、紛争の平和的解決の可能性が高まります。

総会（副次的責任）

国連総会は、「平和のための結集決議」に基づく緊急特別会期において、決議（A/RES/ES-11）を採択（二〇二二年三月二日、賛成一四一カ国、反対五カ国、棄権三五カ国（中印含））しました。その主要な内容としては、次の諸点が挙げられます。

- ・ 第二条四項に違反するロシアのウクライナ侵略を強く非難（主文二項）
- ・ ロシアの武力行使の即時停止と無条件の撤退を要求（主文三・四項）
- ・ ドンバス地域のロシア決定はウクライナの領土保全と主権の侵害（主文五項）

このように、軍事侵攻にせよ、ドンバス地域の国家承認にせよ、ロシアの行為が国際法に違反するものであるとして、国際社会の認識が示されたことは、今後のロシアに対する国際社会の対応において、重要な影響を与えるものと考えられます。

国際司法裁判所（ICJ）

国際司法裁判所は、国家間の紛争を扱う裁判所です。

その決定は、最初に仮保全措置指示の命令が出され、次に管轄権の有無が確定され、管轄権が肯定されれば、最後に本案判決が出されます。管轄権は裁判を行う権限を意味し、紛争両当事国の同意が必要です。

ウクライナは二月二六日に提訴するとともに、まず仮保全措置指示を申請しましたが、管轄権の根拠として、ウクライナとロシアの両国が当事国となっている集団殺害の防止及び処罰に関する条約（ジュネサイド条約）の第九条に基づくものでした。同条は、条約の解釈・適用・履行に関する紛争をICJに付託する旨を規定しています。

二〇二二年三月一六日仮保全措置指示の命令

ロシアは裁判所での口頭手続への不参加を決めました。裁判所は迅速に対応して、三月一六日に仮保全措置指示の命令を出しました。その内容は、次の三点です。

- ・ ロシアによる軍事活動の即時停止（一三対二）
- ・ ロシアが指揮・支援する部隊などが軍事活動をしなないことを確保する（一三対二）

・両当事者は紛争悪化の行為を控える（全会一致）

裁判所の暫定的な判断では、ジェノサイド条約第一条は、ジェノサイドの防止・処罰のために軍事活動を行うことを認めておらず、ウクライナはそのような軍事活動の対象とされない権利をジェノサイド条約に基づいて有している、というウクライナの主張は、一応成り立ち得る（主文六〇）。しかし、本決定は、管轄権の問題を予断するものではない（主文八五）とされます。また、ロシアは、裁判所には管轄権がないとして、措置の実施を拒否しています。

判決の履行

国連憲章第九四条は、判決が実施されない場合に、相手方当事国は、安保理に訴えることができる、と規定しています。しかし、ロシアが安保理の常任理事国であり、拒否権を有しているために、判決の執行は期待できません。

軍事力が国々よって保持されている分権的な構造の国際社会においては、判決の執行という公的な実力行使においても、大国の協力は不可欠であり、そのような制約の下におかれているわけです。

国際刑事裁判所（ICC）

国際刑事裁判所は、国家ではなく、個人による犯罪を扱う裁判所です。訴追の対象となる犯罪は、次の四つのものに限定されています。

- ・ 集団殺害（ジェノサイド）犯罪は、集団自体を破壊する意図を要件とします。
- ・ 人道に対する犯罪は、文民への広範または組織的な攻撃を要件とします。
- ・ 戦争犯罪は、国際人道法の重大な違反を要件とします。文民への攻撃は禁止されますが、付随的被害が許容されることに留意する必要があります。

・ 侵略犯罪については、国による侵略行為、当該行為が国連憲章の明白な違反であることと、そして実質的な指導者による計画・実行という三点を要件とします。

・ 訴追対象となる人は、国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下、ICC規程）締約国の国民および締約国の領域で犯罪を行った人（非締約国の国民を含む）です。

ウクライナ——非締約国だが、ICCの管轄権を受諾する宣言

ウクライナは非締約国ですが、ICCの管轄権を受諾する宣言（ICC規程第二二条三項）により二〇一三年一月二日以降のウクライナ領域内での犯罪について、ICCの管轄

権を認めています。

そのような経緯もあり、検察官は、二〇二二年二月二八日の声明において、捜査開始への手続を開始するとしましたが、その際に、戦争犯罪と人道に対する犯罪の訴追可能性について十分な基礎があるとの見通しを示しました。（「戦争犯罪と人道に対する犯罪と言われるものがウクライナにおいて犯されたと信じる合理的基礎があると確信している。」）しかし、侵略犯罪については、裁判所の管轄権は制限されており、ウクライナとロシアが非締約国であるために、今回の事態に対しては管轄権を行使できません（ICC規程第一五条の二、五項）。

検察官が自己の発意により捜査に着手する場合には、予審裁判部の許可が必要となりますが、その後に、三九の締約国からウクライナにおける事態が付託（三月二日声明）（日本も三月二日に付託）されたために、この予審裁判部の許可は不要になり、捜査が進んでいます。

国際刑事裁判所は、「手足のない巨人」

国際刑事裁判所は、「手足のない巨人」と形容されることがあります。要するに、法執行機関が存在しないのです。この欠落は、加盟国による協力義務によって代替・補完される

必要があります。

ICC規程第八六条によれば、「締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する。」と義務づけられています。

戦争違法化の国際法秩序への波及効果

クリミア併合問題についてですが、その前提として、戦争違法化の国際法秩序への波及効果を確認しておきます。現代国際法においては、戦争の違法化を受けて、征服による領域取得や、強制に基づく条約は、無効とされます。

領域取得の権原としての征服の否認は、国連総会により一九七〇年にコンセンサスで採択された決議に添付された「友好関係原則宣言」(略称) (A/RES/25/2625 Annex) の第一原則一〇項に規定され、強制に基づく条約の効力の否認は、条約法に関するウィーン条約の第五二条に規定され、さらに、違法な戦争を行った指導者個人を処罰する規範の誕生は、ニュルンベルク国際軍事裁判所(対独)や極東国際軍事裁判所(対日)の先例を踏まえて、国際刑事裁判所規程の第八条の二に規定されています。

人民の自決権——政治的地位を自由に決定する権利

ロシアの主張では、人民の自決権が強調され、独立を認める国家承認の正当化の根拠として住民投票が利用されています。しかし、このような理由付けは単なる口実と言わざるを得ません。

このような主張においては、政治的地位を自由に決定する権利として理解される自決権の担い手としての「人民」とは誰かが、決定的に重要です。そして、現代国際法（例えば、「侵略の定義」の第七条）においては、少なくとも植民地制度、人種差別制度、外国支配の下におかれた人びとのような、帰属国家による抑圧・弾圧が存在することが要件とされます。その他の文脈では、分離独立は認められず、帰属国家（ウクライナ）の領土保全が優先されることとなります。

ロシアが承認した両共和国には、植民地制度・人種差別制度・外国支配に相当する抑圧・弾圧が存在したのか。二〇一四年にロシアがクリミアを併合し、ウクライナ東部に軍事介入する前に、そのような報道はなされていなかったと言えます。

(二〇一四年) ロシアによるクリミア併合——武力による領土併合

二〇一四年におけるロシアによるクリミア併合は、実質的に武力による領土併合と考えられます。二〇一四年三月二七日に採択された国連総会決議 (A/RES/68/262: 賛成一〇〇カ国、反対二カ国、棄権五八カ国 (中印含)) は、次のような指摘を含みます。

- ・クリミア自治共和国における住民投票はウクライナにより承認されていない (前文七項)
- ・この住民投票は有効ではなく、自治共和国の地位を変更する基礎となり得ない (主文五項)
- ・すべての国に、自治共和国の地位のいかなる変更も承認しないように要請する (主文六項)

国家承認

ロシアがウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」および「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認したのは、ウクライナの主権および領土の一体性を侵害する違法行為と言えます。

国家の成立要件としては、通常、①永続的住民、②一定の領域、③実効的政府、④独立・

外交能力の四点が挙げられます。国家承認については、要件を充たす実体を承認する義務はありませんが、充たしていない実体を尚早に承認することは認められません。

(二〇二二年) ウクライナ東部のロシアによる独立承認——他国の一部領土の国家承認

二〇二二年三月二日に採択された国連総会決議 (A/RES/ES-11/1: 賛成一四一カ国、反対五カ国、棄権三五カ国(中印含)) は、次のような指摘を含みます。

・ドンバス地域のロシア決定はウクライナの領土保全と主権の侵害(主文五項)

4 今後に向けて

以上のように、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる一連の行為は、すべて国際法に違反するものと言えます。分権的な構造の国際社会においては、大国による違法行為に対処するのは容易ではありません。しかしながら、違法行為を合法なものとする認めることなく、世界の国々が力を合わせ、法の支配をめざして協力し続けることが大切です。

《より深く知るために》

・ウクライナ侵攻に関する国際法情報サイト

ロシア・ウクライナ紛争（二〇二二年）国際法情報ページ

<https://internationalallaw.notion.site/2022-e18632203d8842e8a7af42756d1268eb>

ウクライナ問題国際法関連情報

<http://www.hamamoto.law.kyoto-u.ac.jp/sonota/ukraine.html#kokuren>

・武力行使禁止原則については、佐藤哲夫（二〇二二）「国際法秩序の変容と『武力行使禁止原則』の課題——戦争をなくすための根本原則の機能と限界」広島市立大学広島平和研究所編『広島発の平和学——戦争と平和を考える13講』法律文化社、二二二—二二二頁

・戦争については、佐藤哲夫（二〇〇六）「国際法から見た『正しい戦争』とは何か——戦争規制の効力と限界——」山内進編『正しい戦争』という思想』勁草書房、二二二—二二二頁

・国際連合による安全保障については、佐藤哲夫（二〇二二）「国連連合と平和——安全保障の分野を中心に」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』有信堂、一六四—一七五頁

・国際連合による集団安全保障制度については、佐藤哲夫（二〇二〇）「国際連合による集団安全保障制度の理論と実際——アジアの事例を主な素材として」広島市立大学広島平和研究所編『核兵器と反人道罪のない世界へ』（広島平和研究所ブックレット第七巻、HPI Booklet Vol. 7）一一一—一二四頁（https://www.hiroshima-cu.ac.jp/peace_j/category0016/2019-vol-7/）

・安全保障理事会の拒否権制度については、佐藤哲夫（二〇〇五）『国際組織法』有斐閣、一八三—一九一頁